

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多可町長

市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)	
地域名 (地域内農業集落名)	加美区 (清水集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月17日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は両側を山に挟まれているため、ほ場整備された平坦な農地と、山際は一部ほ場整備されているが法面が長い農地(東側)、もしくは急傾斜で狭小な農地(西側)が広がっている。

耕作者の約半数が70才以上で高齢化が著しい状況で、山間部を中心に自己保全農地が増加している。あわせて約80%の農家に農業後継者が不在のため、後継者不足がより深刻な状況である。地区内水田の約半数でコシヒカリの作付けが行われており、北部の近隣集落と連携した兵庫認証米「きよしま米」も生産され道の駅やインターネットを通じて販売されている。また近年Uターンしてきた若手の農業者が山間部の農地で野菜を中心に営農し耕作農地の拡大を行っている。

【基礎データ】

- ・農家軒数 73軒
- ・主な作物 水稻(うるち米)、黒大豆、一般野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き現在の作物を中心に作付けを行うことで農地の活用を図る。あわせて販売野菜の生産や「きよしま米」の取組を継続し農家所得の安定を図る。

後継者不足から、若年層を中心とし農地を守ってくれる担い手の育成および援助を協力して行っていく。あわせて地域住民による農地維持の観点から営農組合の設立についても検討し協議を行っていく。そのほか地域外からの新規就農者や認定農業者の受入れに対する体制づくりを進めるなど、多角的に地域の農地を守る環境を構築する。

離農者については農会が調整役となり、担い手もしくは隣接農地の耕作者を中心に調整し農地を預けていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地所有者と協議し、引き続き集積、集約化について検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農会が調整役となり担い手や隣接農地の耕作者に預けていくが、貸借については農地中間管理機構を通じて実施するように促す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・各種交付金を活用して、水路の修繕を段階的に実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域外から認定農業者を受け入れられる体制づくりを進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・JAみのりによる水稻共同防除の実施

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①⑦各種交付金を活用して鳥獣防止柵の点検、草刈り等の維持管理作業を継続して実施する。